

施術券を利用されるみなさまへ

《佐賀市高齢者のあん摩、はり、きゅう等施術券の利用について》

1. 対象者 65歳以上で佐賀市に住民票登録がある方
2. 助成額 1回あたり1,000円
3. 利用回数 24回まで（1日1回、有効期限まで）
4. 施術券
 - ・ 施術券に記載されている資格者以外は利用できません。
 - ・ 自由診療（保険適用されないもの）による施術のみ対象です。
 - ・ 施術券は必ずご自身で保管してください。
5. 施術券利用のしかた
 - ◆ 「指定施術所一覧表」の施術所で利用できます。
 - ◆ 利用の際、施術所に必ず施術券裏の施術記録に『日付』を記入してもらい、『施術業者印』を受けてください。
 - ◆ 施術券は必ずお持ち帰り下さい。

【お知らせ】令和2年4月1日から助成額と利用回数が変更になります！

<旧> 令和2年3月31日まで

対象者	助成額	利用回数
65歳以上の市民	1回あたり 800円	12回まで

変更

<新> 令和2年4月1日から

対象者	助成額	利用回数
65歳以上の市民	1回あたり <u>1,000円</u>	<u>24回</u> まで

【問い合わせ先】

佐賀市保健福祉部

高齢福祉課 長寿推進係 電話40-7253